

新座市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新座市犯罪被害者等支援条例（令和5年新座市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 条例第2条第6号に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。
- (3) 傷害 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、次の要件に該当するものをいう。
 - ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上あったこと。
 - イ 当該負傷又は疾病の療養のために3日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、3日以上労務に服することができないことその他市長が必要と認める事由に該当すること。）。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(遺族見舞金の支給対象)

第3条 条例第8条第1号に規定する遺族見舞金（以下「遺族見舞金」という。）の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）であって、犯罪被害者の死亡の時に、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 当該犯罪被害者又は当該第1順位遺族が市内に住所を有していたこと。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）
 - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項第2号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該イ及びウに掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(傷害見舞金の支給対象)

第4条 条例第8条第2号に規定する傷害見舞金（以下「傷害見舞金」という。）の支給を受けることができる者は、犯罪行為により傷害を受けた者であって、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から第8条の規定による申請を行う時まで引き続き市内に住所を有しているもの（同条の規定による申請を行う時において市内に住所を有していない者であって、市長が認めるものを含む。）とする。

(犯罪被害者等見舞金の支給の制限)

第5条 市長は、次に掲げるときには、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「犯罪被害者等見舞金」という。）を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 三親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切であると市長が認めるときは、犯罪被害者等見舞金を支給する。

(犯罪被害者等見舞金の額の調整)

第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族

に支給される遺族見舞金の額は、遺族見舞金の額から当該傷害見舞金を控除した額とする。

- 2 犯罪被害者等見舞金と同種の見舞金で、他の地方公共団体が支給するものの支給を受けている場合における犯罪被害者等見舞金の額は、犯罪被害者等見舞金の額から当該支給を受けている額を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、新座市遺族見舞金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者又は申請者が市内に住所を有していたことを証明することができる住民票の写しその他の証明書
- (3) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 申請者が第3条第1項第2号イに該当する者であるときは、犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給申請)

第8条 傷害見舞金の支給を受けようとする者は、新座市傷害見舞金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が傷害に該当することを証明することができるもの
- (2) 申請者の住民票の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(犯罪被害者等見舞金の支給申請の期限)

第9条 第7条又は前条の規定による申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(犯罪被害者等見舞金の支給決定)

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、犯罪被害者等見舞金の支給の可否を決定し、新座市犯罪被害者等見舞金支給決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第11条 前条の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者(次条及び第13条第1項において「受給者」という。)は、その支払を請求しようとするときは、新座市犯罪被害者等見舞金請求書を市長に提出しなければならない。

(犯罪被害者等見舞金の支給決定の取消し等)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消し、既に支給した犯罪被害者等見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給決定を受けたとき。
- (2) 犯罪被害者等見舞金の支給の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消したときは、新座市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書により、その旨を受給者に通知するものとする。

(報告等)

第13条 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。